

# 用語集

## ■共通

### ○災害時要援護者

避難行動に限定せず、避難生活等も含めて援護が必要な者として想定されている者。

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数が約6割であり、障害者の死者数は被災住民全体の死亡率の約2倍と推計されているところであり、こうした教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成の条項が創設された（災害対策基本法第49条の10）。

その条文では、平時より、災害時における個々の要配慮者の避難支援を具体的に想定しておくため、災害発生時の避難行動について特に支援を要する避難行動要支援者の名簿作成等を市町村長に義務付けているが、本条創設前は、災害時要援護者等と呼称されていた。

### ○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15号）。

### ○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10第1項）。配慮の一形態として、避難行動に係る配慮が必要な者。

### ○避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（災害対策基本法第49条の10第1項）。

### ○個別避難計画

高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者一人ひとりに応じて作成する避難支援のための計画。令和3年5月の災害対策基本法の改正により、法第49条の10（個別避難計画の作成）に「市町村が計画を作成するよう努めなければならない」という規定が新たに設けられた。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、優先度を踏まえた計画作成に当たり、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち、介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、当事者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画の作成業務に福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であるとされている。

## ○地区防災計画

市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援、その他の当該地区における防災活動に関する計画（災害対策基本法第42条第3項）。

### <計画の特徴等>

計画内容の例示として上記を挙げているが、相互に支援し合う共助の活動内容であれば当該地区に必要なものを自由に記載できる。また、地区防災計画が策定されると、災害時に各地区の現場で、住民等が、地区での避難行動や、避難時、避難生活での相互支援の活動をどのように行うかが具体的に整理され明らかになり、公助の支援で何を補えばよいか整理できるようになる（自助・共助と公助の一体性）。

### <地区防災計画と個別避難計画の関係性>

個別避難計画は、災害時の避難支援等を実効性にあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえ、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難支援等に関する計画である。地区防災計画は、計画事項を自由に定められる計画であるため、個別避難計画に定められた内容を地区防災計画に含むことについて問題はなく、実態として、地区防災計画で定められた要支援者の部分をより具体化、詳細化したものが個別避難計画に相当することになることが多いと想定される。

## ○アセスメント

福祉専門職が当事者本人からサービスに結びつける情報収集や分析を行うことであり、利用者の生活支援のため、このようなプロセスを通じてケアプランを作成する。

## ○当事者力アセスメント

福祉専門職が避難行動要支援者に対して行うアセスメント。兵庫県では、個別避難計画の作成の過程で「安心防災帳」を使い、平時の福祉サービスや家庭環境、本人の防災リテラシー（災害リスクの理解や災害に対する備えの自覚等の自助力）を確認し、リテラシーの向上を図っている。

## ○地域力アセスメント

地域での避難支援に利用可能なフォーマル資源（消防、利用している福祉サービス事業所、病院、地域包括支援センター等）、インフォーマル資源（自治会、民生委員、当事者団体等）についてのアセスメント。

## ○調整会議（ケース会議）

避難行動要支援者（その家族を含む）と、支援関係者（地域の支援者、近隣住民、民生委員、自主防災組織役員、自治会役員、担当福祉専門職、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会等）が集まり、避難行動要支援者の心身や家族等の状況、地域とのつながり、また、平時の福祉サービス利用の状況を共有する。その上で、災害時の個々の避難支援に関する方針を協議する場であり、ケア会議等と呼ばれることもある。



## ■福祉に関する用語

### ○民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。民生委員法に規定されている特別職の地方公務員。独居等高齢者宅の訪問や地域住民の生活相談や援助を行う。民生委員は児童委員を兼務しており、「民生・児童委員」と呼ばれる場合もある。

### ○福祉専門職

平時に避難行動要支援者の福祉サービス利用の計画作成や調整等の支援を行う専門職。主には高齢分野（介護保険）における「ケアマネジャー」や障害分野における「相談支援専門員」のことを指す。

### ○ケアマネジャー

介護保険サービスの利用者に対し、ケアプラン（介護サービス計画）の作成や介護保険サービスの調整といったケアマネジメントを行う専門職。正式には、介護支援専門員と言う。

### ○相談支援専門員

障害者の生活を支援し、障害福祉サービス等の利用計画の作成等、障害者のケアマネジメントを行う専門職。

### ○コミュニティソーシャルワーカー

地域で支援が必要な人と地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする者（例えば、社会福祉協議会や高齢分野では地域包括支援センター等に所属する職員）。

### ○地域包括支援センター

高齢者の暮らしを介護、医療、保健、福祉の側面から支える総合相談窓口。主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等が所属しており、暮らしのさまざまな相談に応じる。行政が設置するが、民間法人に運営を委託している自治体も多い。

### ○社会福祉士

国家資格を得た相談援助の専門職。地域包括支援センターや病院地域連携室をはじめとし、福祉、介護、医療、教育、司法など、様々な分野で活動している。

## ■防災に関する用語

### ○ハザード（マップ）

本来は危険を意味する言葉であるが、一般的には災害を引き起こす自然の力（例えば、地震・台風・大雨・津波）を意味している。

ハザードマップは、各市町村で作成されている災害の発生と被害の大きさを想定して記入した地図であり、津波、洪水、土砂等のハザードの種類別に作成されることが多い。

### ○マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨で河川水位が上昇するときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考えて命を守る避難行動の一助とするもの。

### ○災害・避難カード

各自が避難すべき場所、避難を支援してくれる人、避難のタイミング等をあらかじめ認識しておくため、それらの情報をコンパクトにまとめたカード。

### ○防災リテラシー

災害についての情報を適切に処理する能力のこと。地域の災害リスクや必要な備え等、防災に関する正しい知識を持ち、必要な支援を求めることも含めて、災害発生時に適切な行動をとることができる能力を指す。

### ○福祉避難所

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児など、避難所での継続した生活が難しいと判断される方のための環境や設備について特別な配慮がなされた避難所。

出典：2019年度兵庫県防災と福祉の連携促進モデル事業報告書

逐条解説災害対策基本法 防災研究会編集 ぎょうせい

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

（令和3年5月改定（内閣府防災））

個別避難計画の作成に関する国説明会資料

地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～